



耐震性がない木造住宅の取壊しには 補助制度のご利用を!!

補助対象等

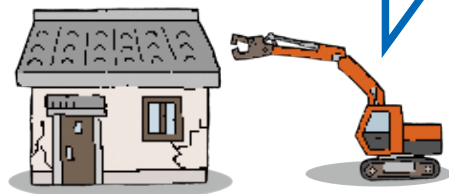
昭和56年5月以前に建てられた木造軸組工法の住宅で、耐震診断の結果、耐震評点1.0未満のものについて、除却（取壊し）または建替えを行う場合の補助制度です。

- ☐ **除却事業①**…対象の木造住宅をすべて除却（取壊し）
- ☐ **建替事業②**…除却（取壊し）後に、自ら居住するための住宅を新築（建替え後の住宅が省エネ基準に適合するものが補助対象）

最大補助額

除却のみ : **40万円**

建替（除却+新築） : **60万円**



【補助上限額】

① 除却事業	世帯区分	対象地区		補助率
		災害リスク 解消地区(a)	(a)以外の すべて地区	
① 除却事業	一般世帯 (※1)	30万円	対象外	23%
	高齢者等 世帯(※2)	40万円	40万円	23%
	三世帯同居 世帯(※3)	建替事業 のみ対象	建替事業 のみ対象	—
	近居世帯 (※4)	建替事業 のみ対象	建替事業 のみ対象	—

【補助上限額】除却事業①の補助額を含んでいます

② 建替事業	世帯区分	対象地区		補助率
		災害リスク 解消地区(a)	(a)以外の すべて地区	
② 建替事業	一般世帯 (※1)	60万円	対象外	23%
	高齢者等 世帯(※2)	60万円	除却事業 のみ対象	23%
	三世帯同居 世帯(※3)	60万円	60万円	23%
	近居世帯 (※4)	60万円	60万円	23%

災害リスク解消地区…袋井市防災都市づくり計画で定める総合的な災害リスクの危険度評価値が「4」または「5」の地区…(a)

(a) 災害リスク解消地区内自治会…上町、中町、入古、金屋敷、方丈南、方丈西、新町、本町、永楽町、川井東、川井中、田端、大門一丁目、大門二丁目、大門三丁目、南町、青木町第2、小川町、砂本町
(ただし、袋井駅南都市拠点土地区画整理事業施行内を除く)

(※1) 一般世帯…(※2)(※3)(※4)に該当しない世帯

(※2) 高齢者等世帯…65歳以上の方のみの世帯、身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている方が居住する世帯、要介護認定を受けている方が居住する世帯、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が居住する世帯

(※3) 三世帯同居世帯…建替え後に、18歳未満の子どもとその親が同居する子育て世帯と、子育て世帯の親が、同居する世帯

(※4) 近居世帯…建替え後に、18歳未満の子どもとその親が同居する子育て世帯と、子育て世帯の親世帯が、市内の同一中学校区内または隣接する小学校区区域内に居住する世帯

移転費補助

除却事業の実施に伴い、高齢者等世帯の方が耐震性のある借家、アパート等（介護施設を含む）の自己所有の住宅以外に転居する場合、移転費（引っ越し費用）に対して上乗せ補助を行います。

補助上限額: 10万円

注意事項

- ☐ 工事着手前に補助金の申請が必要です（既に解体している場合、過去に耐震補強工事に関する補助を受けている場合は、補助対象外です）。
- ☐ 事前に耐震診断を行い、耐震評点が1.0未満であることを確認する必要があります。
- ☐ 除却、建替えともに、同一年度内に工事を完了する必要があります。建替えの場合は、新築工事及び新築住宅への転居まで完了させてください。
- ☐ 市税を滞納している方は、本補助金の交付を受けることができません。

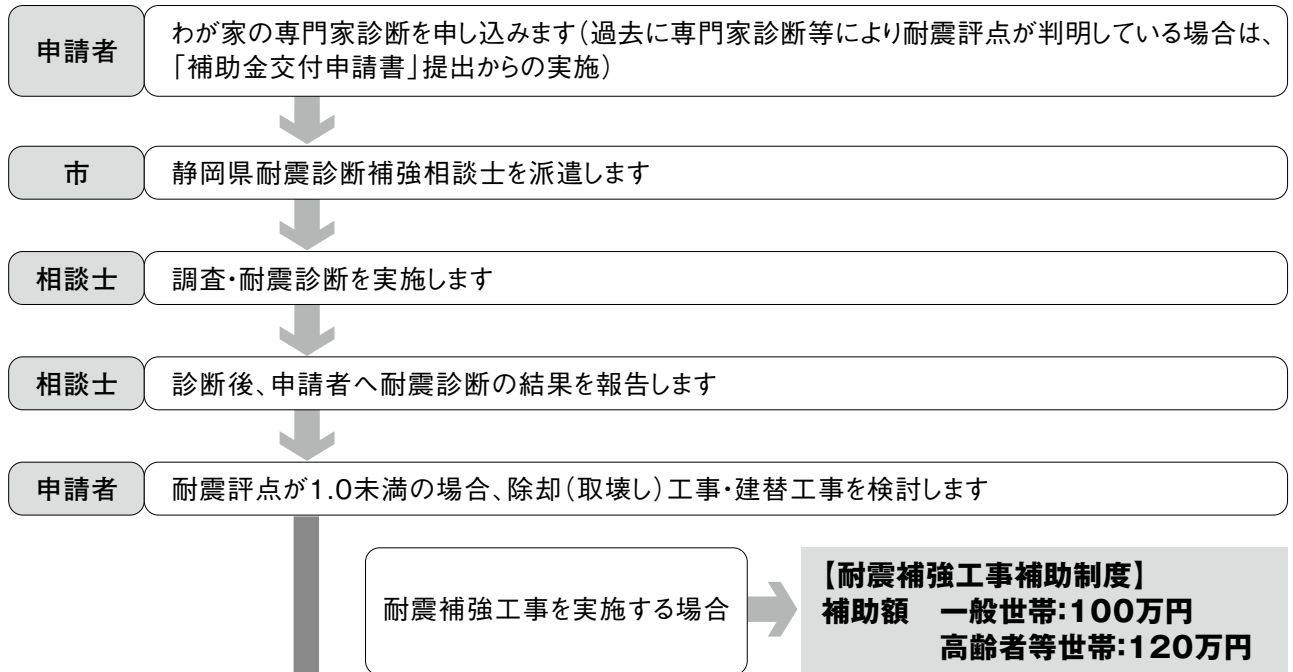
令和6年4月1日現在

補助対象の住宅

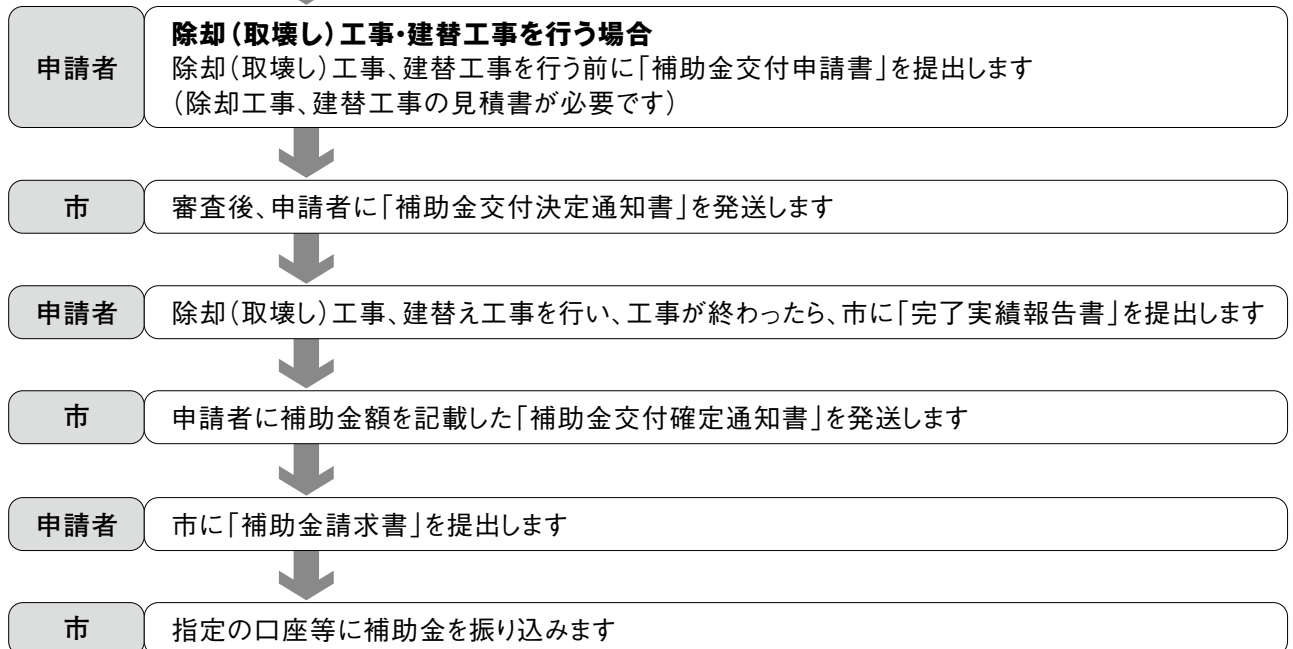
- ☐ 個人が所有する昭和56年5月31日以前に建築された木造軸組住宅で、これまでに市から耐震補強工事に関する補助金を受けていないもの
- ☐ 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のもの

診断や工事の流れ

まずは「耐震診断」(無料)



次に「除却工事・建替工事」



必要書類等

- ◎申請書類は市役所3階建築住宅課に用意してあります。
- ホームページからダウンロードできます。
- 詳しくはホームページをご覧ください。

URL:<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/53/1/hojo/12433.html>

